

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、岬町内における飼い主のいない猫の繁殖を抑制するための不妊去勢手術活動を実施する者に対して、予算の定める範囲内においてその費用の一部を補助することに関し、岬町補助金等交付規則(平成5年岬町規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、町内に住み着いている猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊去勢手術という。
- (3) 耳先V字カット 不妊去勢手術済みであることを識別できるように片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人で、町内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び耳先V字カットを実施又は不妊去勢手術済みであると確認され、耳先V字カットのみを実施(以下「手術」という。)し、その費用を支払った者とする。

2 暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は概ね6か月以上(ただし、獣医師が手術可能と認める場合はこの限りでない。)の飼い主のいない猫に対して行う不妊去勢手術費用(ワクチン接種、投薬、その他のこの手術の実施に必要と認められる措置に係る費用を含む。)及び耳先V字カットに要する費用(不妊去勢手術済みであると確認され、耳先V字カットのみを行った場合に要する費用を含む。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、オス1個体につき5,000円、メス1個体につき8,000円を上限とする。ただし、交付対象経費が上限額に満たない場合はその額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4号の領収書の領収日から当該手術を行った年度の末日までの間で、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 手術前の全身写真及び顔部分を接写したカラー写真
- (2) 対象個体の生息地を示す地図
- (3) 手術後の全身写真及び顔部分を接写したカラー写真(耳先V字カットがわかるもの)
- (4) 診療施設の発行する手術費用の領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該交付申請内容を審査し、適当と認めたものについては、申請日の属する年度の予算の定める範囲内において補助金の交付を決定し、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)を交付するものとする。補助金を交付しないものと決定したときは、その理由を付して岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 対象個体の手術については、獣医療法(平成4年法律第46号)第3条に規定する診療施設の開設の届出をしている診療施設(以下「診療施設」という。)において実施しなければならない。

2 前項の手術の実施の際には、対象個体の耳にV字カットを施すものとする。

3 対象個体に手術を施すことができる獣医師は、対象個体が手術済みであると認める場合又は対象個体に手術を施すことが適当でないとする場合は、補助対象者に対してその理由を説明し、手術を行わないことができる。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金請求書(様式第4号)を、提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第10条 町長は、虚偽の申請その他不正手段により、補助金の交付を受けたこと

が判明した時は、補助金の交付決定を取り消すものとし、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付決定取消通知書・手術費用補助金返還命令書（様式第5号。以下「交付決定取消通知書・返還命令書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定取消通知書・返還命令書により、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（免責）

第11条 手術及び耳先V字カットにより生じた問題並びに手術を受けさせた飼い主のいない猫に関して生じた問題については、補助金の交付決定を受けた者が誠意をもって問題解決に努めるものとし、岬町はその責を負わないものとする。

（補則）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付申請書

年 月 日

岬町長 様

交付申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金として次のとおり交付願いたく関係書類を添えて下記のとおり申請します。

交付申請額 円

主な生息地域	付近	毛 色	
手術頭数	オス	頭	・ メス 頭
飼い主のいない猫とする根拠（あてはまる項目にレをつけてください）	<input type="checkbox"/> 首輪がない <input type="checkbox"/> 見かけてから1か月以上経過している <input type="checkbox"/> 人に慣れていない <input type="checkbox"/> その他（ ）		
手術日	年	月	日
手術診療施設名			
手術に要した費用	円		
私は、裏面誓約書の内容を確認し、飼い主のいない猫に不妊去勢の手術を受けさせることにより被った被害及び第三者に対して与えた被害については、自己の責任により対応することを誓約します。			
申請者氏名			

- 必要添付書類
- ①手術前の全身写真及び顔部分を接写したカラー写真
  - ②本申請書記載の猫の生息地を示す地図
  - ③手術後の全身写真及び顔部分を接写したカラー写真（耳先V字カットがわかるもの）
  - ④診療施設が発行する手術費用の領収書の写し
  - ⑤その他町長が必要と認める書類

（裏面へ続く）

## 誓 約

●下記の誓約文を確認のうえ、□にチェック (☑) を入れてください。

1. 対象個体は、町内に生息する特定の飼い主のいない猫です。□
2. 対象個体は、申請者自身で保護し、動物病院へ持ち込みます。□
3. 手術の実施にあたり問題が生じた場合は、申請者が責任を負い、誠意を持って問題解決に努めます。□
4. 対象個体に対して、手術済みの証として片耳の耳先にV字カットを施します。□
5. 必要添付書類に不備があった場合は、申請を取り下げることをご承諾します。□
6. 本申請書に記載されている飼い主のいない猫の手術後における一切の対応対処は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の精神に基づき当方が責任をもって行います。  
□

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付決定通知書

岬町指令生環第 号  
年 月 日

様

岬 町 長

年 月 日付で申請のあった岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付申請は、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱第7条に基づき、金 円を交付する。

交付決定額 円

●対象個体

主な生息地域	付近
毛 色	
手 術 頭 数	オス 頭 ・ メス 頭
手 術 日	年 月 日
手術実施診療施設名	
手術に要した費用	円

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金不交付決定通知書

岬町指令生環第 号  
年 月 日

様

岬 町 長

年 月 日付申請の岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

不交付となった理由	
-----------	--

●対象個体

主な生息地域	付近
毛 色	
手 術 頭 数	オス 頭 ・ メス 頭
手 術 日	年 月 日
手術実施診療施設名	
手術に要した費用	円

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金請求書

年 月 日

岬町長様

交付申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付岬町指令生環第 号により、決定のあった岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金について、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

請求金額	円
------	---

振込先	金融機関名	支店（支所）名
	預金種別	口座番号（右詰め記入）
	1. 普通（総合）	
	2. 当座	
	フリガナ	
	-----	

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金  
交付決定取消通知書・手術費用補助金返還命令書

岬町指令生環第 号  
年 月 日

様

岬 町 長

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定の取消を通知します。なお、同要綱第10条第2項の規定により、既に補助金の交付を受けているときは、下記の通り返還してください。

記

交付決定番号	岬町指令生環第 号
取消理由	
補助金返還期限	年 月 日